

議案第33号

(仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業事業契約について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定する特定事業について、同法第8条第1項の規定により当該特定事業を実施する事業者を選定したことから、次のとおり事業契約を締結するため、同法第12条の規定により議会の議決を求めます。

記

- 1 契約の目的 (仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約の金額 金3,751,998,366円
- 4 契約の相手方 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字古堅486番地2
商号又は名称 黄金環株式会社
氏 名 代表取締役 亀島 淳一

令和4年6月14日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

(仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業に関する事業仮契約書

- 1 事業名 (仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業
- 2 事業の場所 別紙1に表示するとおり
- 3 事業期間 2022年7月1日から
2045年3月31日まで

4 契約代金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
¥	3	7	5	1	9	9	8	3	6	6

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金341,090,743円)

- 5 契約保証金 第97条に定める履行保証保険の締結等の措置を条件として免除する。

上記の事業について、村と事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本事業は、(仮称) 読谷村総合情報センター及び周辺環境整備事業に定めるコンセプト「出逢い つながり 賑わいを生む 創造拠点」の下、本村の中心部である村民センター地区の活性化、村民のみならず、村外からも利用者が訪れる魅力的なランドマークの創出を実現することを目的として実施されるものである。

なお、この契約は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)第12条の規定による読谷村議会の議決がなされたとき本契約として効力を生ずるものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月27日

村 : 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長 石嶺 傳實

S P C : 沖縄県中頭郡読谷村字古堅 486 番地 2

黄金環株式会社

代表取締役 亀島 淳一